平成２１年（フ）第５７０号
愛知県一宮市古見町11番地１　ハーベストⅠ205
債務者　西川　慎一
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５７１号
愛知県一宮市古見町11番地１　ハーベストⅠ205
債務者　西川　清子（旧姓片岡）
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６０８号
愛知県一宮市殿町３丁目13番地　殿町マンション101号
債務者　加藤　宏子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２２６０号
京都市西京区樫原盆山８番地１　エレスパ24―106号
債務者　青木　　悠
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２８１号
京都市東山区東大路渋谷下る妙法院前側町427番地15
債務者　原　　友子（旧姓藤）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０８号
京都市左京区岩倉村松町10番地の19
債務者　井口　　章
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３５号
京都市南区西九条柳ノ内町92番地
債務者　金こと　田中　博美
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３５９号
京都市下京区梅小路高畑町５番地１　グラン・コート洛陽305号
債務者　上岡　俊晴
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８５号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地34棟505号
債務者　竹見千恵子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０３号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科市営団地３棟311号
債務者　山田　秀子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０４号
京都市伏見区向島津田町121番地の60
債務者　倉屋電機こと　倉屋　　孝
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４０５号
京都市伏見区向島津田町121番地の60
債務者　倉屋千鶴子
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４３８号
京都府向日市物集女町出口14番地の19
債務者　藤原　五月（旧姓中野）
１　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
京都府京丹後市大宮町口大野409番地の１
債務者　地上　麻紀
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第１５６号
兵庫県西脇市黒田庄町岡451番地の17
債務者　妹尾サヨ子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第７７６号
大分市今津留１丁目18番15―202号サーパス舞鶴
債務者　穴井　伸彦
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２８１号
福島県双葉郡浪江町大字川添字上加倉88番地２
債務者　西　ひろみ（旧姓猪狩）
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第９号
福島県いわき市四倉町字東２丁目157番地
債務者　五十嵐君江
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで　福島地方裁判所いわき支部